

令和3年度 施策評価シート

基本目標	IV	安心して暮らせる「すみだ」をつくる
政策	480	未来に引き継ぐ、環境にやさしいまちをつくる
施策	482	環境の保全や改善に努める
施策の目標	大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭等の問題が解消され、すべての区民が良好な生活環境のなかで、快適に暮らしています。	

1 基本計画における成果指標の状況

指標名	騒音・振動に関する区民の環境評価点									
	基準年 (H28)	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7
目標					-0.28					-0.20
実績	-0.17	-	-0.08	-	-0.11					

指標名	苦情があった特定建設作業の割合									
	基準年 (H28)	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7
目標		9%			8%					5%
実績	9%	6%	5%	5%	14%					

2 目標と現状(実績)についての分析及び総事業費推移

指標の推移・施策の課題や問題点について記述	総事業費推移 (千円)	
当区においては、工場や飲食店などの事業所と住宅が混在、密集しており、事業所の操業や建設作業に伴い発生する騒音、振動や臭気が区民の生活環境に影響を与えやすい。また、工業地域においても宅地化が進み、新たな住民が転入することによるトラブルも見受けられる。今後は、住民意識の変化を的確に把握し、事業所に対してよりきめ細かく公害防止を指導していく必要がある。 平成29年4月から東京都で水質汚濁に係る類型の指定が見直され、区内河川の一部で環境基準が引き上げられた。新たな環境基準を達成するため、環境調査を継続していく必要がある。	H30	12,052
	R1	11,311
	R2	11,324

3 施策の評価及び判断理由

評価	理由
B	コロナ渦における生活様式の変化により、一部目標が未達成となっているものの、おおむね現時点での目標を達成している。

4 今後の施策の運営方針

評価結果	施策の戦略的方向性
○	(1) 優先的に資源投入を図る。
	(2) 現状維持とする。
	(3) 現状維持だが、より効率的な運営を図る。
	(4) 資源投入の縮小を図る。
【上記の判断理由】	
公害の防止については自治体の責務であり、法令に基づき引き続き事業に取り組む必要がある。	
【今後の具体的な方針】	
公害問題については、区民の生活環境に大きく影響を与えることから、引き続き都や近隣区と協力しながら情報収集・監視継続をし、公害問題が発生した場合には迅速に対応を行う。	

5 この施策に係る事務事業（重要度・貢献度順）

番号	事務事業名	歳出 決算額 (千円)	人コスト (千円)	歳出 総額 (千円)	目的に対する指標	
					年度目標値	直近の評価内容
					年度実績値	評価結果
						評価対象年度
1	工場認可及び公害防止指導費	1,750	25,757	27,507	80	改善・見直し
					75	令和2年度
2	環境監視経費	9,329	16,316	25,645	0	改善・見直し
					5.4	令和2年度
3	カラス等被害対策経費	12	6,175	6,187		改善・見直し
						令和2年度
4	民間建築物アスベスト調査助成費	233	4,411	4,644	0	改善・見直し
					3	令和2年度
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						

施策	482	環境の保全や改善に努める			部内優先順位
事業名	工場認可及び公害防止指導費				1
目的	騒音、振動、悪臭等の公害によって、区民の快適な生活が阻害されないよう、区民の生活環境を保全する。				主管課・係(担当)
					環境保全課指導調査担当 03-5608-6210
対象者	区民・事業者・滞在者				
根拠法令 関連計画	騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法、大気汚染防止法、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(環境確保条例)、あき地の管理の適正化に関する条例、墨田区建築物等の解体等工事に係るアスベスト飛散防止に関する指導要綱(指導要綱)				
実施基準	法令基準	実施方法	一部委託	人員体制・委託先	常勤7、会計年度任用職員1 委託先:(一財)日本文化用品安全試験所等
	1 環境確保条例に基づく工場認可等事務 工場認可、指定作業場の届出制度等により、事業活動に伴う公害について未然に防止できるよう指導を行う。 2 公害苦情対応 区民から、騒音、振動、悪臭等の公害に関する相談を受け付け、解決に向けて必要な調査、指導を行う。 3 騒音規制法・振動規制法に基づく届出事務 (1) 著しい騒音・振動を発生する特定施設の設置届出を受理し、規制基準を遵守するよう指導を行う。 (2) 著しい騒音・振動を発生する特定建設作業の実施届出を受理し、公害苦情の未然防止指導を行う。 4 解体等工事に係るアスベスト飛散防止指導 大気汚染防止法、指導要綱に基づき、解体等工事の際は事前にアスベスト含有に関する調査を行い、その結果を区に報告するよう指導する。また、特定粉じん排出等作業実施届出書等により、作業内容を把握し、アスベストの飛散防止指導を行う。				
経過	開始年度	昭和44年度	終了予定		
	昭和44年度 騒音規制法、東京都工場公害防止条例等に基づく規制事務が区に委任された。 昭和45年度 東京都公害防止条例、あき地の管理の適正化に関する条例が制定された。 昭和46年度 悪臭防止法が施行された。 昭和51年度 振動規制法が施行された。 平成13年度 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例が施行された。 平成26年度 改正大気汚染防止法が施行された。 平成28年度 墨田区建築物等の解体等工事に係るアスベスト飛散防止に関する指導要綱が施行された。 平成31年度 改正都民の健康と安全を確保する環境に関する条例が施行された。 令和3年度 改正大気汚染防止法が施行された。				
議会質問 の状況	平成30年第3回定例会 解体工事のアスベスト対策に関する指導について 令和元年9月議会 羽田空港新飛行ルート運用開始問題について 平成31年3月産業都市委員会 土壌汚染対策に係る「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」の改正について報告した。 令和3年3月地域産業都市委員会 建築物の騒音に関する陳情が採択された。				
その他 特記事項	(他区の状況・年間スケジュール・関連部署等)				

予算・決算額推移(千円)		28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算現額(事業費)		2,478	2,426	2,752	2,166	2,147	2,084
A.決算額(令和3年度は見込み)		2,155	1,808	2,301	1,763	1,750	2,084
財源	国						
	都	2,155	1,808	2,301	1,763	1,750	2,084
	その他						
一般財源		0	0	0	0	0	0
執行率(%)		87.0%	74.5%	83.6%	81.4%	81.5%	100.0%
B.人コスト				21,656	22,640	25,757	
総事業決算額(A+B)		2,155	1,808	23,957	24,403	27,507	
主な事業費用の説明		・工場台帳OA機器一式リース料 ・各種検査委託料					
予算書P(令和3年度)	P129 5	執行実績報告書P(令和2年度)			P64 5		

事業の 成 果	手 段 に 対 する 指 標 (活 動 指 標)	指 標	苦情があった特定建設作業の割合				単 位	%
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R1
		5	7	目 標		9	8	8
				実 績	9	6	5	5
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目 標	8	7	7	6	6	5
	実 績	14						
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	特定建設作業は大きな騒音・振動が発生する建設作業であるが、届出が義務付けられているために、窓口等で、騒音防止や近隣への配慮など、あらかじめ事業者を指導する機会がある。指導を徹底することで苦情を減らすことができるので、指標として選定した。目標値は、実績をふまえて設定した。							
	目 的 に 対 する 指 標 (成 果 指 標)	指 標	苦情申立人が満足した割合				単 位	%
最終目標値		目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R1	
90		7	目 標		74	76	78	
			実 績	72	51	65	72	
		R2	R3	R4	R5	R6	R7	
目 標		80	82	84	86	88	90	
実 績	75							
指標の選定理由及び目標値の理由								
公害苦情があっても、対応することにより申立人が満足する結果になれば、良好な生活環境が保たれることにつながるため、指標として選定した。目標値は、公害苦情への区の対応に対して、区民が概ね満足することを目指し設定した。								

評価結果	評価についての説明・今後の方向性等
改善・見直しのうえ継続	区民の良好な生活環境の維持、改善のためには、公害の発生を未然に防止し、公害苦情が発生した際には速やかに解決を図ることが重要である。今後も、職員の指導スキル向上等を行っていく必要がある。

課題・問題点
<p>近年、工場・事業場の移転や廃業に伴い、跡地に住宅が建設されることにより、宅地化がすすみ、今までは問題とされていなかった騒音や臭気が公害苦情として取り上げられるケースが散見される。令和2年度は、騒音に関する苦情の増加が顕著であった。公害に関する相談を受け付けた際には、相談者の納得を得られるよう丁寧かつ迅速な対応を行うとともに、住民と工場等事業者の相互理解を求めていく。</p> <p>令和3年4月1日に「大気汚染防止法の一部を改正する法律」が施行された。このことにより、令和4年度からアスベスト対策に関する区の事務量が大幅に増加することが見込まれ、適切に対応する必要がある。</p>

施策	482	環境の保全や改善に努める			部内優先順位
事業名	環境監視経費				2
目的	区内の大気、河川の水質等について、環境基準達成状況を確認し、良好な生活環境を維持する。				主管課・係（担当）
					環境保全課指導調査担当 03-5608-6210
対象者	区民・事業者・滞在者				
根拠法令 関連計画	大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、ダイオキシン類対策特別措置法、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法				
実施基準	法令基準	実施方法	一部委託	人員体制・委託先	常勤7、会計年度任用職員1 委託先：株式会社環境管理センターほか
事業内容	<p>区内の大気、河川の水質等について測定を行い、環境基準達成状況を確認する。</p> <p>[測定項目]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染（常時測定2か所、有害大気汚染物質等測定年2回・2か所） ・水質汚濁（健康項目年1回・1か所、内河川水質測定年4回・8～9か所） ・自動車騒音等（常時測定年1回、要請限度年1回） ・ダイオキシン類測定（年1回・2か所） ・放射線測定（定点測定週1回・1地点、月1回・3地点） 				
経過	開始年度	昭和47年度	終了予定		
	<ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染 昭和47年度から測定を開始した。 ・水質汚濁 昭和47年度から測定を開始した。 ・自動車騒音等 平成15年度から常時測定を開始した。 ・ダイオキシン類 平成9年度から測定を開始した。 ・放射線測定 平成23年度から測定を開始した。 				
議会質問 の状況	過去3年間で特に無し				
その他 特記事項	(他区の状況・年間スケジュール・関連部署等)				

予算・決算額推移（千円）		28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算現額（事業費）		9,960	9,811	10,453	10,617	10,648	9,102
A.決算額（令和3年度は見込み）		8,977	9,082	9,674	9,385	9,329	9,102
財源	国						
	都	8,977	9,082	9,674	9,385	9,329	9,102
	その他						
一般財源		0	0	0	0	0	0
執行率（%）		90.1%	92.6%	92.5%	88.4%	87.6%	100.0%
B.人コスト				22,640	21,656	16,316	
総事業決算額（A+B）		8,977	9,082	32,314	31,041	25,645	
主な事業費用の説明		<ul style="list-style-type: none"> ・各種調査、測定委託料 ・測定器リース料 					
予算書P（令和3年度）	P129 4	執行実績報告書P（令和2年度）			P62 4		

事業の 成果	手段に 対する指標 (活動指標)	指標	区が実施した環境調査における環境基準非達成項目数 (大気、水質)				単位	件
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R1
		0	R7	目標	0	0	0	0
				実績	0	5	3	3
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	0	0	0	0	0	0
	実績	2						
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	区民の良好な生活環境の保持には、環境基準が達成されていることが必要である。							
	目的に 対する指標 (成果指標)	指標	区外転出意向理由に「公害がひどい」を選ぶ区民の割合 (住民意識調査)				単位	%
最終目標値		目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R1	
0		R7	目標	0	-	0	-	
			実績	5.3	-	11.7	-	
		R2	R3	R4	R5	R6	R7	
目標		0	-	0	-	0	0	
実績	5.4							
指標の選定理由及び目標値の理由								
環境基準の達成に限らず、区民が公害を意識せずに暮らせる生活環境づくりの指標として選定した。								

評価結果	評価についての説明・今後の方向性等
改善・見直しのうえ継続	成果指標については、調査の母数が少ないため、数値にばらつきが表れやすいものの、前回と比較し改善している。 環境基準の改正や新たな環境問題の発生等の際には、事業内容を見直す必要があるが、引き続き国・都と連携をとりながら、継続した調査を行う。

課題・問題点
平成29年度から、河川水質の環境基準に係る水域類型が変更され、区内の一部の河川で環境基準が引き上げられた。このことにより、環境基準を達成していない河川及び調査項目がある。引き続き、環境基準の達成に向けて継続した調査を行う。

施策	482	環境の保全や改善に努める			部内優先順位
事業名	カラス等被害対策経費				3
目的	カラスやウミネコ等の被害を減らすことで、区民の生活環境を守る。				主管課・係(担当)
					環境保全課緑化推進担当
					03-5608-6208
対象者	カラスやウミネコ等の威嚇や攻撃等で、重大な被害を受けている(予測される)地区の区民、来訪者。				
根拠法令 関連計画					
実施基準	区独自基準	実施方法	一部委託	人員体制・委託先	常勤1、再任用1、 委託先: 捕獲許可を得ている専門業者
事業内容	<p>カラスに営巣され人が威嚇される等、危険と判断される場合、その場所の管理者や所有者に巣の撤去を依頼する。管理者や所有者ではその対応が困難でやむを得ない場合には、区で巣を撤去する。</p> <p>また、被害状況に応じて、電線などに鳥が止まらなくする対策を電線などの所有者に依頼することや、ごみ集積所のごみにかかる防鳥用ネットの利用をアドバイスしている。</p> <p>ウミネコの繁殖期に先立ち、営巣されそうな建築物の管理者や所有者に、防鳥対策のチラシを配布し、屋上の点検や防鳥ネットの設置が効果的であることを周知し、被害防止に努めている。</p>				
経過	開始年度	平成14年度	終了予定		
	<ul style="list-style-type: none"> 平成14年度、区民から受ける相談対応の一環として事業開始。 平成27年度からはウミネコの鳴き声に関する相談が寄せられ始めた。 				
議会質問 の状況	<p>【ウミネコ被害の対策について】 平成31年2月予算特別委員会、平成31年3月産業都市委員会、令和元年9月定例会議会</p> <p>【ウミネコ・ハチなど、衛生害虫の相談に対するワンストップ対応について】 令和元年11月定例会議会</p>				
その他 特記事項	(他区の状況・年間スケジュール・関連部署等)				

予算・決算額推移(千円)		28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算現額(事業費)		360	294	262	168	112	112
A.決算額(令和3年度は見込み)		78	0	0	12	12	112
財源	国						
	都						
	その他						
一般財源		78	0	0	12	12	112
執行率(%)		21.7%	0.0%	0.0%	7.1%	10.7%	100.0%
B.人コスト				5,906	10,336	6,175	
総事業決算額(A+B)		78	0	5,906	10,348	6,187	
主な事業費用の説明		<ul style="list-style-type: none"> ・巣撤去等委託料 ・注意喚起チラシ印刷料 					
予算書P(令和3年度)	P129 6	執行実績報告書P(令和2年度)			P64 4		

事業の 成 果	手 段 に 対 する 指 標 (活 動 指 標)	指 標	カラスの巣の撤去件数				単 位	件
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R1
		1	37	目標		1	1	1
				実績	2	0	0	0
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	1	1	1	1	1	1
	実績	0						
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	被害の防止が事業目的であり、目標値の設定は難しい。カラスの被害が発生した現場確認の結果、管理者や管理会社が判明して管理者等が対応するケースが多いため、巣の撤去は実績が少ない。							
	目 的 に 対 する 指 標 (成 果 指 標)	指 標					単 位	
最終目標値		目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R1	
			目標					
			実績					
		R2	R3	R4	R5	R6	R7	
目標								
実績								
指標の選定理由及び目標値の理由								

評価結果	評価についての説明・今後の方向性等
改善・見直しのうえ継続	引き続き、営巣防止策を進めるとともに、東京都や周辺区と連携して情報収集等を図る。

課題・問題点
<p>カラスについては、巣の撤去や捕獲だけでは生活環境被害を防ぐことはできない。エサとなるごみの出し方や営巣させないための樹木の管理など、住民の協力は欠かせない。</p> <p>ウミネコについては、繁殖期にあたる4月上旬から8月下旬にかけて、区内でウミネコによる鳴き声や糞害等の生活環境被害がある。鳥獣保護管理法で捕獲が禁止されているため、建物所有者・管理者による営巣防止策が不可欠である。従って、営巣防止の啓発を強化する必要がある。</p> <p>近年、区内においてもハクビシンの目撃情報がある。東京都アライグマ・ハクビシン防除実施計画に基づく防除を行う区市町村も多い(23区中19区が対策実施)。しかし、当区では大きな被害はないため、居つかせない対策の啓発にとどめている。当区においても、今後の被害状況を踏まえ、対応が必要になる可能性はある。</p>

施策	482	環境の保全や改善に努める	部内優先順位
事業名	民間建築物アスベスト調査助成事業		4
目的	区内の民間建築物におけるアスベストに関する調査に係る費用を助成し、もってアスベスト対策の一助とする。		主管課・係(担当)
			環境保全課指導調査担当 03-5608-6210
対象者	(1) 区内に建築物を有する中小企業者、学校法人、社会福祉法人、医療法人等(国、地方公共団体等を除く。) (2) 区内に建築物を有する個人 (3) 区内にある分譲共同住宅の管理組合		
根拠法令 関連計画	民間建築物アスベスト確認調査助成金交付要綱		
実施基準	区独自基準	実施方法	直営 人員体制・委託先 常勤3名
事業内容	区内の吹付け材が使用されている建築物の所有者に対し、区内の建築物におけるアスベスト使用状況の把握及び適切な管理を目的として、吹付け材のアスベストに係る調査分析費用の助成を行う。 助成金額は、吹付け材のアスベスト含有に関する分析調査費用(消費税等を除く。)の半額で、10万円を限度としている。		
経過	開始年度	平成17年度	終了予定
	平成17年度の制度発足以来、年度によって助成件数に変動はありつつも、順調に助成事業を継続中である。 なお、助成事業と同時期から、建築物に吹付けアスベストが使用されているかどうかを目視により確認する調査員派遣事業を行っていたが、平成19年度に廃止され、平成20年度以降は、分析調査費用のみを対象としている。		
議会質問 の状況	平成30年第3回定例会 民間建築物アスベスト確認調査助成の周知徹底及び相談体制の確立について 平成30年第3回定例会 アスベスト調査費と併せた除去助成費の提案について		
その他 特記事項	(他区の状況・年間スケジュール・関連部署等)		

予算・決算額推移(千円)		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
予算現額(事業費)		300	300	300	300	300	300
A.決算額(令和3年度は見込み)		18	187	77	178	233	300
財源	国						
	都						
	その他						
一般財源		18	187	77	178	233	300
執行率(%)		6.0%	62.3%	25.7%	59.3%	77.7%	100.0%
B.人コスト				4,922	4,922	4,410	
総事業決算額(A+B)		18	187	4,999	5,100	4,643	
主な事業費用の説明		アスベスト対策調査助成費					
予算書P(令和3年度)	P129 7	執行実績報告書P(令和2年度)			P64 7		

事業の 成 果	手 段 に 対 する 指 標 (活 動 指 標)	指 標	アスベスト調査費助成件数				単 位	件
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R 1
		6	7	目 標	6	6	6	6
				実 績	1	5	2	5
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目 標	6	6	6	6	6	6
	実 績	6						
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	解体工事の件数は今後増え続け、令和10年頃にピークを迎えるだろうと推計されている。今後もアスベストに係る建材の事前調査の徹底について指導を続けるとともに、特に飛散性の高い吹付け材については調査費用の助成を継続する必要がある。							
	目 的 に 対 する 指 標 (成 果 指 標)	指 標	解体工事に対する区民からのアスベストに係る相談受付 件数				単 位	件
最終目標値		目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R 1	
0		7	目 標	0	0	0	0	
			実 績	13	8	14	11	
		R2	R3	R4	R5	R6	R7	
目 標		0	0	0	0	0	0	
実 績	3							
指標の選定理由及び目標値の理由								
アスベスト調査が徹底されないと、区民のアスベストに対する不安が高まり、相談・苦情につながるために指標として選定した。								

評価結果	評価についての説明・今後の方向性等
改善・見直しのうえ継続	アスベストを含有する可能性のある老朽建築物の解体は、今後も継続して行われることが予想され、これらを円滑に進めるためにも、本事業は継続する必要がある。申請件数を増やせるよう周知方法の見直しを検討していく。

課題・問題点
<p>大気汚染防止法に基づく「特定粉じん排出等作業実施届出書」の届出件数が年間約50件であることから、本助成制度の対象となる吹付け材のアスベスト調査は、区内で相当数実施されていると推測される。</p> <p>また、令和4年度以降、大気汚染防止法の改正の影響により、本助成制度の需要が高まることが見込まれるため、周知方法の見直しを検討していく。</p>

補助金名称	民間建築物アスベスト調査助成費		主管課・係（担当）
根拠法令	民間建築物アスベスト確認調査助成金交付要綱		環境保全課指導調査担当
補助概要	上記要綱に基づき、吹付け材が使用されている区内の建築物の所有者に対し、アスベスト使用状況の把握及び適切な管理を目的として、調査分析費用の助成を行う。		03-5608-6210
目的	区内の民間建築物におけるアスベストに関する調査に係る費用を助成し、もってアスベスト対策の一助とする。		
対象	1 助成対象者 (1) 区内に建築物を有する中小企業者、学校法人、社会福祉法人、医療法人等（国、地方公共団体等を除く。） (2) 区内に建築物を有する個人 (3) 区内にある分譲共同住宅の管理組合 2 助成対象の調査 吹付け材（吹付け石綿又はアスベスト含有のおそれがある吹付けロックウールに限る。）に係る分析調査費用		
基準	区独自基準		
補助条件	・区内の民間建築物に使用されている吹付け材のアスベスト含有に関する分析調査（吹付け石綿又はアスベスト含有のおそれがある吹付けロックウールに係る調査に限る。）費用であること ・助成対象者が、前年度の住民税もしくは法人住民税を滞納していないこと		
経過	開始年度	平成17年度	終了予定
	制度発足以来、年度によって助成件数に変動はありつつも、順調に助成事業を継続中である。なお、以前には建築物に吹付けアスベストが使用されているかどうかを目視により確認する調査員派遣事業を行っていたが、現在は廃止され、分析調査費用のみを対象としている。		
議会質問の状況	平成30年第3回定例会 民間建築物アスベスト確認調査助成の周知徹底及び相談体制の確立について 平成30年第3回定例会 アスベスト調査費と併せた除去助成費の提案について		
その他特記事項	（他区の状況・年間スケジュール・関連部署等）		

予算・決算額推移（千円）		28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額（事業費）		300	300	300	300	300	300
決算額（令和3年度は見込み）		18	187	77	178	233	300
財源	国						
	都						
	その他						
一般財源		18	187	77	178	233	300
執行率（％）		6.0%	62.3%	25.7%	59.3%	77.7%	100.0%

補助金の 成果	手段に 対する指標 (活動指標)	指標	アスベスト調査費助成件数				単位	件
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R1
		6	7	目標	6	6	6	6
				実績	1	5	2	5
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	6	6	6	6	6	6
		実績	6					
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	解体工事の件数は今後増え続け、令和10年頃にピークを迎えるだろうと推計されている。今後もアスベストに係る建材の事前調査の徹底について指導を続けるとともに、特に飛散性の高い吹付け材については調査費用の助成を継続する必要がある。							
	目的に 対する指標 (成果指標)	指標	解体工事に対する区民からのアスベストに係る相談受付件数				単位	件
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R1
		0	7	目標	0	0	0	0
				実績	13	8	14	11
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
目標		0	0	0	0	0	0	
実績		3						
指標の選定理由及び目標値の理由								
アスベスト調査が徹底されないと、区民のアスベストに対する不安が高まり、相談・苦情につながるために指標として選定した。								
評価結果		評価についての説明・今後の方向性等						
改善・見直しのうえ継続		アスベストを含有する可能性のある老朽建築物の解体は、今後も継続して行われることが予想され、これらを円滑に進めるためにも、本事業は継続する必要がある。申請件数を増やせるよう周知方法の見直しを検討していく。						

課題・問題点	
<p>大気汚染防止法に基づく「特定粉じん排出等作業実施届出書」の届出件数が年間約50件であることから、本助成制度の対象となる吹付け材のアスベスト調査は、区内で相当数実施されていると推測される。</p> <p>また、令和4年度以降、大気汚染防止法の改正の影響により、本助成制度の需要が高まることが見込まれるため、周知方法の見直しを検討していく。</p>	